

栄村障害者計画

平成 30（2018）年度～35（2023）年度

第5期栄村障害福祉計画

第1期栄村障害児福祉計画

平成 30（2018）年度～32（2020）年度

平成 30（2018）年 3 月

栄村

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 近年の障害者関係の法律や制度の主な変更状況	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
第2章 障害者の現状	3
1. 年齢別等級別身体障害者手帳所持者数	3
2. 身体障害者手帳所持者の主な生活の場の状況	3
3. 年齢別等級別療育手帳所持者数	4
4. 療育手帳所持者の主な生活の場の状況	4
5. 年齢別等級別精神保健福祉手帳所持者数	5
6. 精神保健福祉手帳所持者の主な生活の場の状況	5
第3章 基本目標と施策の展開	6
1. 権利擁護の推進	6
2. 地域生活の支援	6
3. 社会参加の促進	7
4. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	8
第4章 サービス利用体系と実績	10
1. 障害福祉サービス等の体系と利用実績	10
2. 障害児福祉サービス等の体系と利用実績	14
3. 地域生活支援事業の実施体系	15
第5章 成果目標の設定	17
1. 第5期障害福祉計画の成果目標	17
2. 第1期障害児福祉計画の成果目標	19
3. 成果目標・活動指標・基盤整備	21

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

障害者に関する村の計画としては、平成18年から「栄村障害者計画」と「障害福祉計画」を一体化した「栄村障害者計画」を策定し障害者福祉に取り組んできました。

平成27年に策定した障害者計画、障害福祉計画を含む「栄村障がい者計画」が平成29年度をもって期間満了となることから、以降の障害者基本計画や障害者総合支援法の改正、と県の新たな指針等を踏まえ、平成30年（2018）年度から平成35（2023）年度までを計画期間とする「栄村障害者計画」と、平成28年の児童福祉法の改正により、これまで同法に基づく福祉サービスとして障害福祉計画に包含されていた障害児に対する福祉サービス等の内容が、新たに障害児福祉計画として法定計画化されたことから、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までを計画対象期間とする新たな「栄村障害福祉計画」と「栄村障害児福祉計画」を策定します。

2. 近年の障害者関係の法律や制度の主な変更状況

■障害者差別解消法の施行【平成28（2016）年4月】

共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を規定。

■発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行【平成28（2016）年8月】

発達障害者への支援の充実を図るため、発達障害及び社会的障壁の定義の改正、発達障害者への支援に関する基本理念の新設等を規定。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行【平成30（2018）年4月】

障害のある人が望む地域生活を支援するため、障害福祉サービスや障害児に対するサービスの新設、自治体における障害児福祉計画の策定の義務化等を規定。

3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「栄村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

計画名	根拠法令	計画期間	概要
栄村障害者計画	障害者基本法 第9条第3号	平成30（2018）年度～平成35（2023）年度	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
栄村障害福祉計画（第5期）	障害者総合支援法 第88条第1項	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
栄村障害児福祉計画（第1期）	児童福祉法 第33条の20	平成30（2018）年度～平成32（2020）年度	各年度における、障害児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

4. 計画の期間

「栄村障害者計画」は平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間、「栄村障害福祉計画（第5期）」及び「栄村障害児福祉計画（第1期）」は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間となります。

計画年度	平成27（2015）年度	平成28（2016）年度	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度	平成34（2022）年度	平成35（2023）年度	
障害者計画	栄村障がい者計画 平成27年度～平成29年度			栄村障害者計画 平成30（2018）年度～平成35（2023）年						
障害福祉計画	栄村障がい福祉計画（第4期） 平成27年度～平成29年度			栄村障害福祉計画（第5期） 平成30（2018）年度～平成32（2020）年度			第6期栄村障害福祉計画			
障害児福祉計画				栄村障害児福祉計画（第1期） 平成30（2018）年度～平成32（2020）年度			第2期栄村障害児福祉計画			

第2章 障害者の現状

1. 年齢別等級別身体障害者手帳所持者数（平成29年3月31日現在）

区分	合計								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	男	女
0～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～39歳	1	1	1	1	0	0	4	3	1
40～49歳	2	0	1	0	1	0	4	3	1
50～59歳	1	1	2	1	1	0	6	1	5
60～64歳	2	0	0	2	1	0	5	3	2
65～74歳	7	4	3	3	3	2	22	10	12
75歳～	32	15	17	13	8	4	89	36	53
計	45	21	24	20	14	6	130	56	74

2. 身体障害者手帳所持者の生活の場の状況

主な生活の場		0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
施設	児童	福祉型障害児人所施設										0
		医療型障害児人所施設										0
		指定医療機関										0
人	障害者支援施設											2
所	療養介護											0
者	救護施設											0
老	養護老人ホーム											0
人	特別養護老人ホーム											20
その他の施設												0
小	計	0	0	0	0	0	1	1	2	20	24	
生	母子両園・保育園等											0
活	特別支援学校											0
動	小・中・高・大学等											0
宅	児童差達支援事業所											0
者	生活介護						1					1
就	自立訓練(機能訓練・生活訓練)											0
就	就労移行支援											0
就	就労継続支援						1					1
就	共同作業所											0
地	地域活動支援センター(生保・社会事業授産施設)											0
一	一般就労・自営						2	1	1	3	2	13
居	居宅介護									1	2	3
家庭	家庭介護を受けている者							1	3	16	65	88
人	小計	0	0	0	0	1	1	5	4	20	69	106
院	人院等											0
合	合計	0	0	0	0	1	1	6	5	22	89	130
グ	グループホーム・ケアホーム											0

3. 年齢別等級別療育手帳所持者数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	重度（重症）			中度			軽度			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～5歳			0 (0)			0			0	0	0	0
6～14歳			0 (0)		1	1			0	0	1	1
15～17歳			0 (0)			0		1	1	0	1	1
18～19歳			0 (0)			0		1	1	0	1	1
20～39歳	1		1 (0)	2		2	1	3	5	1	6	
40～49歳		1	1 (0)			0			0	0	1	1
50～59歳			0 (0)			0			0	0	0	0
60～64歳			0 (0)			0			0	0	0	0
65～74歳	1		2 (0)	1		1			0	2	1	3
75歳～	1		1 (0)	1		1			0	2	0	2
計	3 (0)	2 (0)	5 (0)	4	1	5	4	3	5	9	0	15

4. 療育手帳所持者の生活の場の状況

主な生活の場		0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
施設	児童	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 指定医療機関										0
人所	障害者支援施設									3	1	4
者	施設	療養介護										0
住居	老	施設老人ホーム 特別養護老人ホーム										0
者	その他の施設											0
者	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4
者	母子通園・保育園等											0
者	特別支援学校											1
者	小・中・高・大学等		1									1
者	児童発達支援事業所											0
者	生活介護						1					1
者	自立訓練(機能訓練・生活訓練)											0
者	就労移行支援											0
者	就労継続支援										1	2
者	共同作業所											0
者	地域活動支援センター(生保・社会事業扶助施設)											0
者	一般就労・自営					1	4					5
者	居宅介護											0
者	家庭介護を受けている者							1				1
者	小計	0	1	1	1	6	1	0	0	0	1	11
者	入院等											0
者	合計	0	1	1	1	6	1	0	0	3	2	15
者	グループホーム・ケアホーム											0

5. 年齢別等級別精神保健福祉手帳所持者数（平成29年3月31日現在）

区分	1級			2級			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～5歳			0 (0)			0	0	0	0
6～14歳			0 (0)			0	0	0	0
15～17歳			0 (0)			0	0	0	0
18～19歳			0 (0)			0	0	0	0
20～39歳	1		1 (0)	1		1	0	2	2
40～49歳	1	0	1 (0)	1	1	1	1	1	2
50～59歳	2	2	4 (0)	1	1	2	3	5	
60～64歳	2		2 (0)			0	2	0	2
65～74歳	2	2	4 (0)			0	2	2	4
75歳～		1	1 (0)			0	0	1	1
計	7 (0)	6 (0)	13 (0)	0	3	3	7	9	16

6. 精神保健福祉手帳所持者の生活の場の状況

主な生活の場		0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
施設	児童	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 指定医療機関										0
役所	障害者支援施設											0
者	施設介護											0
その他	老 人 施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム										0
住宅	母子通園・保育園等	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
宅	特別支援学校											0
者	小・中・高・大学等											0
者	児童虐待支援事業所											0
者	生活介護							1				1
者	自立訓練(機能訓練・生活訓練)											0
者	就労移行支援											0
者	就労継続支援											0
者	共同作業所						1	1	2			4
者	地域活動支援センター(生保・社会事業授産施設)											0
者	一般就労・自営					2						2
者	居宅介護							1				1
者	家庭介護を受けている者						1	2	1	1	1	6
者	小計	0	0	0	0	2	2	5	3	4	1	14
者	入院等											0
者	合計	0	0	0	0	2	2	5	3	4	1	16
者	グループホーム・ケアホーム											0

第3章 基本目標と施策の展開

1 権利擁護の推進

○障害を理由とする差別の解消

北信圏域6市町村の関係機関・団体と連携により、差別解消の推進のための取り組みを行う「障害者差別解消支援地域協議会」を計画期間中に設置します。

○障害者虐待の防止

栄村で設置する栄村障害者虐待防止センターでは北信保健福祉事務所と連携を図りながら、虐待の防止や早期発見に努めます。

また、北信圏域障害福祉自立支援協議会の権利擁護部会と連携し、障害者虐待防止のための研修・啓発を行います。

○成年後見制度等の利用促進

判断能力が不十分な障害者が地域で自立した生活が営めるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

2 地域生活の支援

○地域生活支援拠点の整備

地域で安心して暮らすことのできる地域づくりをめざし、緊急時の受け入れや、体験の機会の確保等を目的に平成29年度に北信圏域で総合安心センターはるかぜを設置し、地域生活支援拠点として事業を開始しました。

○高齢の障害者のための支援

障害者の高齢化に伴う介護保険制度へ移行するにあたり、高齢の障害者のニーズに応じてサービス提供が行えるよう、共生型サービス等の体制整備に努めます。

○住まい、日中活動の場の充実

地域で自立した生活を送るためのグループホームや生活介護、就労支援等のサービスについて、北信圏域において十分な量が確保されるよう、体制の整備を図ります。

○精神障害者の地域移行の支援

精神障害者の地域包括ケアシステムの構築に向けて、北信圏域において保険・医療・福祉関係者等による協議の場を設置します。

3 社会参加の促進

○就労の推進

北信圏域で設置する就労支援ワーカーや関係機関との連携強化を図り、個々のニーズに応じた就労支援が行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。

○移動支援の充実

障害者の高齢化、重度化が進むなかで移動手段の確保は地域生活の充実を図る上で重要な課題となっています。移動支援事業や福祉有償運送の活用を図り、移動支援の充実に努めます。

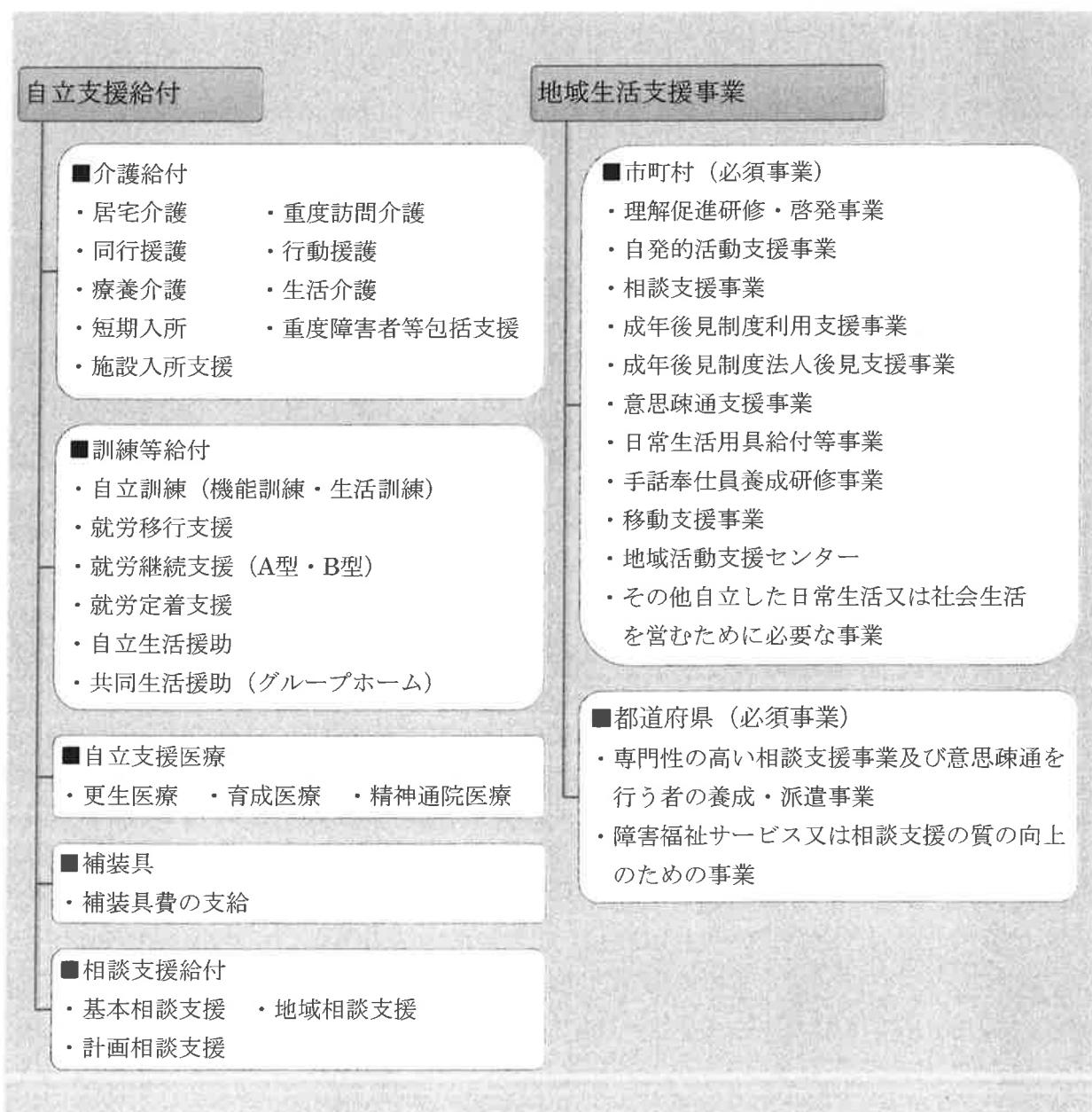
3. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が実施する「地域生活支援事業」に分かれています。

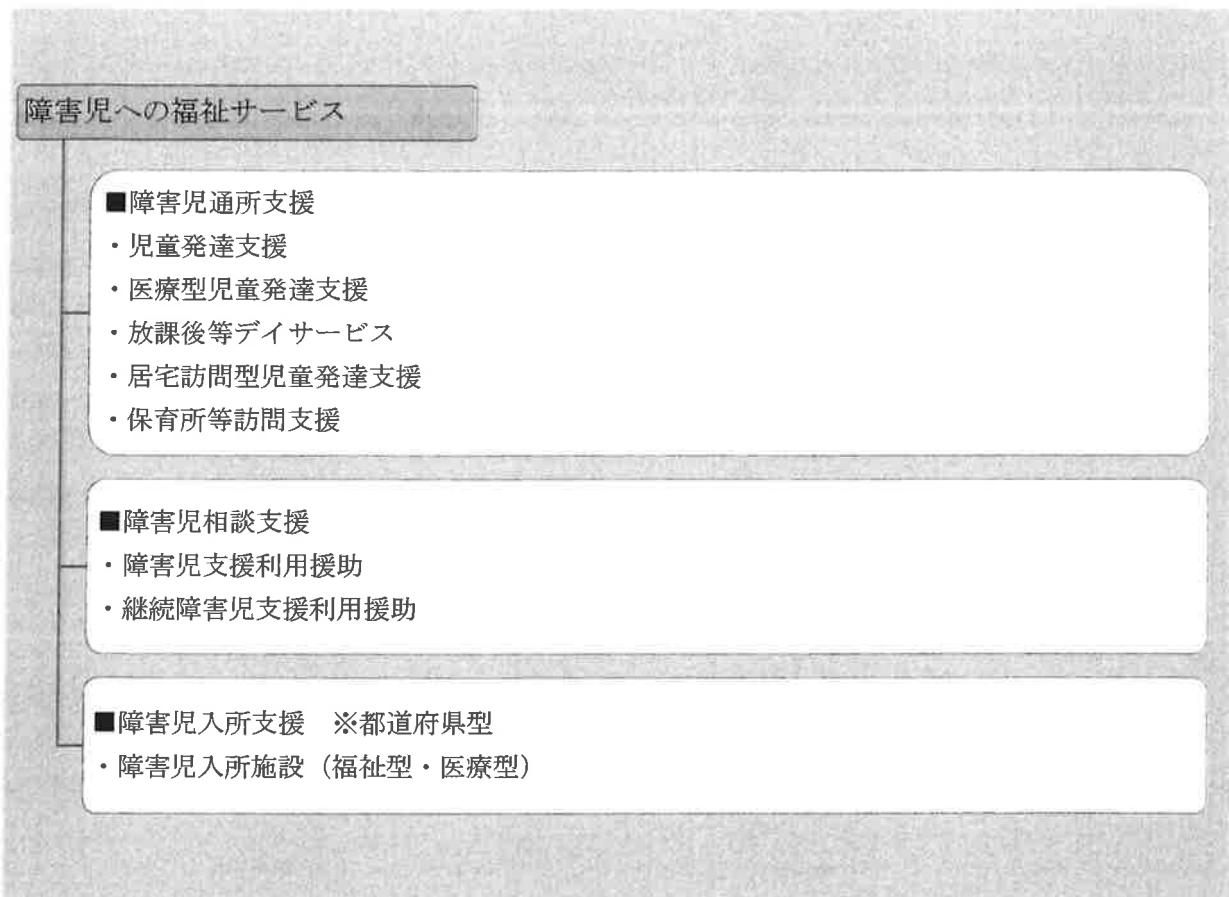
また、自立支援給付は「介護給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具」、「相談支援給付」に分けられます。

サービスの全体像を、障害児福祉サービスとともに、以下に示します。

障害者総合支援法



児童福祉法



第4章 サービス利用体系と実績

1. 障害福祉サービス等の体系と利用実績 ※給付実績のないものについては掲載を省略しています。

(1) 訪問系サービス

○居宅介護（ホームヘルプ）

- ・自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行う。

居宅介護	平成27年度	平成28年度
利用時間	31	38
利用者数	3	4

○重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。

○同行援護

- ・視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介を行う。

○行動援護

- ・知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

○重度障害者包括支援

- ・介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

(2) 日中活動系サービス

○生活介護

- ・常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

生活介護	平成27年度	平成28年度
利用日数	159	141
利用者数	8	7

○療養介護

- ・医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

○短期入所（ショートステイ）

- ・自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

短期入所	平成 27 年度	平成 28 年度
利用日数	4	2
利用者数	0	0

（3）訓練系・就労系サービス

○自立訓練（機能訓練）

- ・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。

○自立訓練（生活訓練）

- ・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う。

○就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

○就労継続支援（A 型）

- ・一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。

○就労継続支援（B型）

- ・一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援（B型）	平成27年度	平成28年度
利用日数	89	95
利用者数	5	5

○就労定着支援 新

- ・相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。

（4）施設系サービス

○自立生活援助 新

- ・1人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

○共同生活援助（グループホーム）

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の援助を行う。

共同生活援助	平成27年度	平成28年度
利用者数（1月当たり）	6	6

○施設入所支援

- ・施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

施設入所支援	平成27年度	平成28年度
利用者数（1月当たり）	4	5

(5) 相談支援

○計画相談支援

- ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成
- ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成
- ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）
- ・事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

計画相談支援	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数（1月当たり）	3.7	3.9

○地域移行支援

- ・住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。

○地域定着支援

- ・常時連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。

地域定着支援	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数（1月当たり）	0	1.7

2. 障害児福祉サービス等の体系と利用実績

(1) 障害児通所サービス

○児童発達支援

- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

○医療型児童発達支援

- ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

○放課後等デイサービス

- ・授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

○保育所等訪問支援

- ・保育所等を訪問し、障害児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○居宅訪問型児童発達支援 新

- ・障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を実施

(2) 障害児入所系サービス

○福祉型障害児入所施設

- ・施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○医療型障害児入所施設

- ・施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

(3) 障害児相談支援サービス

○障害児相談支援

- ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成
- ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成

3. 地域生活支援事業の実施体系

栄村では地域生活支援事業として以下に示す事業を実施しています。

(1) 必須事業

○相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業)

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置された基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置や地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導等を行い相談支援機能の強化を図ります。
北信圏域では基幹相談支援センターとして設置する北信圏域障害者総合相談支援センターに委託して実施します。

○成年後見制度利用支援事業

- ・判断能力がない、または不十分な状態にある人の財産管理や契約行為などを本人に代わって後見人等が行うもので、親族がいない場合など、村長が申立者となり後見開始の審判の申立てを行う制度です。

○意思疎通支援事業

- ・聴覚障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援する制度です。日常生活上必要不可欠な外出や社会参加促進の観点から必要な外出の際に利用することができます。

○日常生活用具給付事業

- ・重度障害のある人の日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付する制度です。障害の程度、部位等により、給付が受けられる用具等があります。

○移動支援事業

- ・単独での外出が困難な障害のある人の外出介助のためにヘルパーを派遣する事業です。

○地域活動支援センター等機能強化事業

- ・地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作活動や生産活動の機会を提供します。

○地域移行のための安心生活支援

- ・障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の場、緊急時の受け入れ、専門性、地域の体制づくり)を整備し、生活を地域全体で支えるサービスを提供しています。

第5章 成果目標の設定

国が平成29年3月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

1. 第5期障害福祉計画の成果目標に対する考え方

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

区分	目標
平成32年度(2020年度) 末までの地域移行者数	<u>国目標</u> 平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者の9%以上が地域移行する <u>圏域目標</u> 108人(H28年度末入所者数)のうち24.1% 26人移行(H32年度末) <u>栄村目標</u> 村単独での目標は設定しない
平成32年度(2020年度) 末の施設入所者数	<u>国目標</u> 平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者数から2%以上削減する <u>圏域目標</u> 108人(H28年度末入所者数)のうち15.7% 17人減少(H32年度末) <u>栄村目標</u> 村単独での目標は設定しない

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<u>国目標</u> 平成32年度(2020年度)末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する <u>圏域目標</u> 圏域及び市町村(共同設置を含む)に設置(H32年度末) <u>栄村目標</u> 圏域で設置

○地域生活支援拠点の整備

区分	目標
地域生活支援拠点等の整備	<p><u>国目標</u> 平成 32 年度(2020 年度)末までに各市町村または各圏域に整備する</p> <p><u>圏域目標</u> 多機能拠点、面的整備済み。支援機能の強化を図る</p> <p><u>栄村目標</u> 整備済み</p>

○福祉施設から一般就労への移行

区分	目標
平成 32 年度(2020 年度) 末の福祉施設から一般就労への移行者数	<p><u>国目標</u> 福祉施設からの一般就労者数を平成 28 年度(2016 年度)実績の 1.5 倍以上とする</p> <p><u>圏域目標</u> 7 人 (H28 年度) の 2.2 倍増 13 人移行 (H32 年度中)</p> <p><u>栄村目標</u> 村単独での目標は設定しない。</p>
平成 32 年度(2020 年度) 末の就労移行支援事業利用者数	<p><u>国目標</u> 就労移行支援事業利用者を平成 28 年度(2016 年度)末から 2 割以上増加させる</p> <p><u>圏域目標</u> 24 人 (H28 年度) の 6.6 割増 40 人利用 (H32 年度末)</p> <p><u>栄村目標</u> 村単独での目標は設定しない。</p>
平成 32 年度(2020 年度) の就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	<p><u>国目標</u> 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上</p> <p><u>圏域目標</u> 100%(H32 年度末)</p> <p><u>栄村目標</u> 村単独での目標は設定しない。</p>

平成 32 年度(2020 年度) の就労定着支援による実 施 1 年度の定着率	<p><u>国目標</u> 就労定着支援事業利用者の支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上</p> <p><u>圏域目標</u> 80%(H31 年度末) 80%(H32 年度末)</p> <p><u>栄村目標</u> 圏域の目標に準ずる</p>
--	--

2. 第 1 期障害児福祉計画の成果目標に対する考え方

○障害児への支援体制の構築

区分	目標
児童発達支援センターの設置	<p><u>国目標</u> 平成 32 年度(2020 年度末)までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上設置する</p> <p><u>圏域目標</u> 全市町村で利用できる体制を整備(H32 年度末)</p> <p><u>栄村目標</u> 圏域の目標に準ずる</p>
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	<p><u>国目標</u> 平成 32 年度(2020 年度)末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を確保する</p> <p><u>圏域目標</u> 全市町村で利用できる体制を整備(H32 年度末)</p> <p><u>栄村目標</u> 圏域の目標に準ずる</p>

○医療的ニーズへの対応

区分	目標
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	<p><u>国目標</u> 平成 32 年度(2020 年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は圏域で少なくとも 1 か所以上確保する</p> <p><u>圏域目標</u> 全市町村で利用できる体制を整備(H32 年度末)</p> <p><u>栄村目標</u> 圏域の目標に準ずる</p>
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	<p><u>国目標</u> 平成 32 年度(2020 年度)末までに放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域で少なくとも 1 か所以上確保する</p> <p><u>圏域目標</u> 全市町村で利用できる体制を整備(H32 年度末)</p> <p><u>栄村目標</u> 圏域の目標に準ずる</p>
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	<p><u>国目標</u> 平成 30 年度(2018 年度)末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置する</p> <p><u>圏域目標</u> 圏域を基本に設置(H30 年度末)</p> <p><u>栄村目標</u> 圏域の目標に準ずる</p>

成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

*第4期障害福祉計画の実績(基本となる数値)

平成28年度末(H29.3.31)の 支給決定者数	県内に所在している 事業所	県外に所在している 事業所	施設入所者数(C) ((A)+(B))
	施設入所支援(A)	施設入所支援(B)	
	5人	0人	5人

(1) 地域生活への移行者数(施設入所から地域生活への移行)

年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	地域移行者数 の割合 ((D)/(C))
移行 者数	0人	0人	0人	0人	0人	
年度			H29+H30	H29+H30+H31	H29+H30+H31+H32	0.0%
累計			0人	0人	0人	

(2) 各年度末の施設入所者数(施設入所者の削減数)

年度	H28年度 (H29.3.31時点)	H29年度 (H30.3.31時点)	H30年度 (H31.3.31時点)	H31年度 (H32.3.31時点)	H32年度 (H33.3.31時点)	削減数の割合 ((E)/(C))
支給決定者 数	5人	5人	5人	5人	5人	
削減数	単年度 実績	H28-H29	H29-H30	H30-H31	H31-H32	0.0%
		0人	0人	0人	0人	
累計		H28-H32(E)				
		0人				

2 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

年度	H28年度(F)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度(G)
単年度実績	0人	0人	0人	0人	1人
①就労移行支援から					
	0人	0人	0人	0人	1人
②就労継続支援(A型・B型)から					
	0人	0人	0人	0人	0人
①+②					
	0人	0人	0人	0人	1人
③生活介護・自立訓練(機能訓練/生活訓練)から					
	0人	0人	0人	0人	0人
					H28年度実績に対する伸び ((G)-(F))
					倍

(2) 就労移行支援事業利用者数(各年度末1か月の実利用者数)

年度	H28年度(H) (H29.3)	H29年度 (H30.3)	H30年度 (H31.3)	H31年度 (H32.3)	H32年度(I) (H33.3)
単年度実績	0人	0人	1人	1人	0人
H28年度実績に対する増加割合 ((I)-(H))/(H)					
増					

(3) 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

年度	村内に所在する就労移行支援事業所数(J)	左記事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所数(K)	割合(K/J)
H30年度	0箇所	0箇所	
H31年度	0箇所	0箇所	
H32年度	0箇所	0箇所	

(4) 就労定着支援事業による支給開始1年後の職場定着率

年度	—	31年度		32年度	
定着率	—	80	%	80	%

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置)

(新)

H29	H30年度 (圏域の設置)	H31年度 (圏域の設置)	H32年度 (圏域の設置)
	圏域で共同設置(自立支援協議会内)	圏域で共同設置(自立支援協議会内)	圏域で共同設置(自立支援協議会内)

4 地域生活支援拠点等の整備

H29	H30年度	H31年度	H32年度
圏域で、多機能拠点等十面的体制を整備	設置済		

5 障がい児支援の提供体制の整備等 (新)

(1)児童発達支援センターの設置

H29 (設置済の箇所)	H30年度	H31年度	H32年度
0	圏域で1箇所設置し、すべての市町村が利用できる体制を整備	圏域で1箇所設置し、すべての市町村が利用できる体制を整備	圏域で1箇所設置し、すべての市町村が利用できる体制を整備

(2)保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

H29 (設置済の箇所)	H30年度	H31年度	H32年度
2	全市町村で利用できるように体制を整備	全市町村で利用できるように体制を整備	全市町村で利用できるように体制を整備

(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

H29 (設置済の箇所)	H30年度	H31年度	H32年度
0	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。

(3)主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

H29 (設置済の箇所)	H30年度	H31年度	H32年度
0	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。

(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

H29 (設置済の箇所)	H30年度	H31年度	H32年度
0	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。	圏域内で、重症心身障がい児がサービスを利用できる体制を確保する。

(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

H29 (設置済の箇所)	H30年度
	圏域で、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

活動指標

1 訪問系サービス(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	利用時間	38 時間	40 時間	40 時間	40 時間
	利用者数	4 人	4 人	4 人	4 人
重度訪問介護	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
同行援護	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
行動援護	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
重度障害者等包括支援	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
訪問系サービス合計	利用時間	38 時間	40 時間	40 時間	40 時間
	利用者数	4 人	4 人	4 人	4 人

2 日中活動系サービス(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用日数	141 人日分	140 人日分	140 人日分	140 人日分
	利用者数	7 人	7 人	7 人	7 人
自立訓練(機能訓練)	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
自立訓練(生活訓練)	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
就労移行支援	利用日数	0 人日分	22 人日分	22 人日分	0 人日分
	利用者数	0 人	1 人	1 人	0 人
就労継続支援(A型)	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
就労継続支援(B型)	利用日数	95 人日分	73 人日分	73 人日分	73 人日分
	利用者数	5 人	4 人	4 人	4 人
就労定着支援 新	利用者数	人	0 人	0 人	1 人
療養介護	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
短期入所(福祉型)	利用日数	2 人日分	3 人日分	3 人日分	3 人日分
	利用者数	0 人	1 人	1 人	1 人
短期入所(医療型)	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人

3 施設系サービス(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助 新	利用者数	人	1 人	0 人	0 人
共同生活援助	利用者数	6 人	6 人	6 人	6 人
施設入所支援	利用者数	5 人	5 人	5 人	5 人

4 相談支援(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用者数	4 人	4 人	5 人	5 人
地域移行支援	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	利用者数	2 人	2 人	2 人	2 人

5 障害児支援(※年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

種類	見込むもの	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童発達支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
居宅訪問型児童発達支援 新	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
福祉型児童入所支援	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
医療型児童入所支援	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	利用児童数	0 人	0 人	0 人	0 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター 新	配置人数	0 人	0 人	0 人	0 人

基盤整備

1 障害福祉サービス

種類	見込むもの	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	村が必要とする定員数(枠)	6	6	6	6
【再掲】生活介護(通所のみ)		1	1	1	1
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		0	0	0	0
就労移行支援		0	0	0	0
就労継続支援(A型)		0	0	0	0
就労継続支援(B型)		4	4	4	4
就労定着支援 新		0	0	0	1
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		0	0	0	0
短期入所(医療型)		0	0	0	0
自立生活援助 新			0	0	1
共同生活援助		0	0	0	0
施設入所支援		0	0	0	0
特定相談支援	村内に所在する事業所数	0	0	0	0

2 障害児支援

種類		平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	村が必要とする定員数(枠)	0	0	0	0
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等デイサービス		0	0	0	0
福祉型児童入所支援		0	0	0	0
医療型児童入所支援		0	0	0	0
障害児相談支援	村内に所在する事業所数	0	0	0	0